

仕 様 書

1 役務の名称

令和4年度 スタートアップ創出支援事業委託業務

2 業務の目的及び概要

札幌市では、令和元年度からスタートアップ本業務を開始したことにより、北海道内の大学や民間企業および行政機関、また、スタートアップ支援関係者などによるスタートアップに対する支援の取組が加速しており、北海道内スタートアップの成長も促進され、北海道全体でスタートアップ気運の盛り上がりを見せている。

令和2年7月には、国の推進する世界に伍するスタートアップ・エコシステム拠点形成戦略「推進拠点都市」に選定され、国とも連携したスタートアップ支援を進め、大学・民間組織・行政などが連携し、北海道内におけるスタートアップ・エコシステムの形成が進んでいる。

令和4年度以降においては、このエコシステムの更なる成長を促進するため、スタートアップや支援者の集積、リスクマネーの供給や支援人材の不足などへの対応を進めていく必要がある。

本業務は、札幌・北海道において、スタートアップの創出や誘致による集積、スタートアップ支援者の集積、ヒト・カネに対する課題への対応などを通して、札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの成長促進を図ることにより、新しい、大きな産業を創出することを目的として実施する。

3 業務委託期間

令和4年4月1日（金）から令和5年3月31日（金）

4 業務内容

本業務は、札幌・北海道におけるスタートアップ・エコシステムの促進を目的とした以下の事業の企画・運営を行う。なお、各種業務内容については、オフラインでの開催を前提とするが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を考慮した対策についても付記すること（オンライン開催等）。

詳細な事業内容は、企画提案の結果によって、札幌市と受託者で協議し調整するものとする。

(1) 業務計画書の作成

業務実施体制や業務スケジュール、業務フロー等をまとめた業務計画書を作成し、札幌市と協議の上、業務を行うこと。

(2) STARTUP CITY SAPPORO 事務局の運営

札幌市を含めた事務局を構成の上、下記(3)～(13)の事業を企画・運営する。

企画・運営にあたっては、①事業の全体統括、②大学や民間組織、行政機関などとのスタートアップ支援機関や団体などとの連携促進、③首都圏における人脈やネットワークの構築などを行うものとし、受託者が6名の人員を配置することを想定する。なお、事務局の構成員については、札幌市、受託者以外の参画を妨げるものではないため、企画・運営する上で必要な構成員の提案を可能とする。また、人員のうち少なくとも1名は英語による外国人対応ができる者を含むこととし、当該者は、海外スタートアップなどの外国人相談対応を行うとともに、独立行政法人日本貿易振興機構北海道貿易情報センターが推進するスタートアップ支援事業と連携しながら事業を進めること。

(3) 札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会の運営

札幌市は北海道全域におけるスタートアップ・エコシステムの構築に向けて、36の機関・団体で構成される札幌・北海道スタートアップ・エコシステム推進協議会を組織しています。北海道では当該協議会のほか、「J-Startup HOKKAIDO」や「エイチフォース」、「チャレンジフィールド北海道」などのスタートアップ支援機関・団体があるため、受託者は当該協議会の運営において、構成機関・団体および上記の支援機関・団体などと情報共有を密に図り、情報を集約の上、協議会が中心となって連携し、北海道全域におけるスタートアップ支援策の策定、エコシステム促進につなげること。

なお、協議会の運営にあたっては、内閣府や関係機関・団体との連絡調整や内閣府報告資料・議事録作成のほか、年1回の内閣府報告会および総会の開催などを札幌市と協力して実施すること。

(4) 普及啓発・プロモーションの実施

STARTUP CITY SAPPORO をPRするWEBメディアやSNSを運営するほか、札幌市及び北海道のスタートアップ関連情報を収集し、WEBメディアやSNS、受託者が保有する広報媒体等を活用して、道内外に幅広く情報発信する。WEBメディアにおける掲載記事数は50本以上とすること。

また、道内の留学生や海外のスタートアップ関係者向けの英語による情報発信ページも運用すること。

また、国内外で実施されるスタートアップ関連イベント等に出展することで、道外及び国外へ札幌・北海道のスタートアップの認知拡大を図り、域外からのスタートアップ企業の誘致や投資の促進につなげる。

なお、イベント出展は、少なくとも国内のイベントへ2回、国外のイベントへ2回参加すること。

(5) コミュニティ形成イベントの実施

スタートアップ・エコシステム促進のため、スタートアップや支援者のコミュニティの形成を促進するイベントを月1回以上実施する。受託者は年間で開催するイベント内容について、年度を通して、一貫性のある内容として事前に提案すること。

コミュニティ形成イベントの延べ参加人数は、各回20名程度を目標とすること。

(6) 高校生向け起業体験プログラムの実施

社会課題やテーマを自らで発見し、起業家精神の大切さを実感する起業体験プログラムを実施する。プログラムは、高校生の将来のキャリア設計において、起業・スタートアップに対する認知拡大を目的とし、ロールモデルとしてスタートアップの先輩起業家や実業家を講師として招くなど、より多くの高校生が参加しやすいプログラムとなるよう企画し年度を通して実施し、コミュニティの形成を図ること。

プログラムの参加人数は延べ100名程度を目標とすること。

なお、参加対象となる学生への周知を効果的に実施できるよう、札幌及びさっぽろ連携中枢都市圏（注1）の高校等に対して、本講座の趣旨を個別に説明の上、具体的な協力が得られる連携体制を構築すること。

注1 さっぽろ連携中枢都市圏：小樽市・岩見沢市・江別市・千歳市・恵庭市・北広島市・石狩市・当別町・新篠津村・南幌町・長沼町

(7) 大学生向け起業家育成講座の実施

起業家育成のため2つのプログラムの実施を想定する。①様々なスタートアップのロールモデルを知るプログラム、②スタートアップに必要な基礎的知識として、アイデアの課題仮説の検証やユーザーヒアリング、ソリューションの検証、資金調達、ピッチ手法などを学び、講師などスタートアップ関係者向けのピッチも実施し、在学中又は卒業後、実際に起業することを想定した実践的なプログラム。

①のプログラムは、スタートアップの先輩起業家を講師として招き、毎月1回実施することとし、プログラムの参加人数は延べ360名程度（各回30名程度）を目標とすること。②のプログラムは、スタートアップに精通した講師を招くほか、ビジネスアイデアをブラッシュアップするためのメンタリングも行い、コミュニティの形成も目指して実施することとし、プログラムの参加人数は20名程度（実人数）を目標とすること。

また、本市では「健康医療・福祉」を産業振興の重点分野として設定しているほか、バイオ産業における豊富なシーズ研究が地域の強みであることから、「健康医療・バイオ」分野での起業を目指す学生も対象としたプログラムを意識すること。

なお、参加対象となる学生への周知を効果的に実施できるよう、札幌及びさっぽろ連携中枢都市圏の大学等に対して、本講座の趣旨を個別に説明の上、具体的な協力が得られる連携体制を構築すること。

(8) 社会人向け起業家育成講座の実施

社会人を対象として、起業意識を高め、起業を促すことを目的に、起業やスタートアップの基礎知識、ビジネスやマーケティングの知識等を学び、実際に起業することを想定した実践的なカリキュラムによる連続講座を実施するとともに、コミュニティの形成を目指すこと。

連続講座の参加人数は30名程度（実人数）を目標とすること。

(9) 研究人材向け事業化支援講座の実施

創薬・ライフサイエンスなど「健康医療・バイオ」分野における研究開発型のスタートアップ創出を目的に、大学や研究所、企業などの研究者を対象として、研究内容を事業化するための講座を2段階で実施する。講座は、①自身の研究内容を言語化し、研究内容がどのように社会貢献できるかを知る基礎講座、②研究内容を活用し事業化するための実践講座として、「健康医療・バイオ」分野およびスタートアップに精通した講師を招くほか、ワークショップやメンタリングなども行い、事業化を支援するものとし、各講座の参加人数は①20名程度（実人数）、②10名程度（実人数）を目標とすること。

(10) シードアクセラレーションプログラムとの連携

スタートアップ・エコシステムの促進にあたっては、アイデア段階のスタートアップ志望者や起業間もないスタートアップ起業に対する助言・相談を通して短期間でスタートアップを育成する「シードアクセラレーションプログラム」の存在が不可欠であるため、当該プログラムと連携し、札幌市・北海道におけるスタートアップの創出・育成を図る。

(11) 民間企業におけるオープンイノベーションの推進

協賛金を募るなどにより道内企業と連携を図りながら、道内企業及びスタートアップの参加者を募集して、道内企業が開放する資産を用いて革新的なアイデア、新規事業を生み出すオープンイノ

バージョンプログラムの推進を図る。契約期間中に道内企業とスタートアップのマッチングを図り、具体的な実証実験や成果発表につながる素地を作ることを目指す。

(12) 行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施

さっぽろ連携中枢都市圏及びさっぽろ連携中枢都市圏各自治体における地域・行政課題をスタートアップと各自治体が協業し、解決策を実証実験等で検証するプロジェクトを実施する。

協業モデルは10件を目標とすること。

<大まかな業務の流れ>

①さっぽろ連携中枢都市圏各自治体への事業概要の説明

- ・説明会の実施や説明資料の制作を想定

②参画自治体の選出及び課題の抽出

- ・各自治体への個別ヒアリングを想定

③協業先スタートアップの募集・決定

- ・②で抽出した課題を解決する協業先のスタートアップを広く公募し、リストアップすることを想定
- ・リストアップしたスタートアップへのヒアリングを適宜実施し、各自治体とのマッチングを進めることを想定

④協業及び検証のハンズオンでの実施フォロー

- ・各自治体職員とスタートアップの調整及び適宜支援、助言を行うことを想定
- ・協業が決定したスタートアップに対し、実証実験、研究・開発等に係る必要経費を支援すること。上限は、スタートアップ1件当たり50万円（消費税及び地方消費税の額を含む）を想定

(13) スタートアップ相談窓口の設置

- ・スタートアップ特有の相談（法務、会計、知財及び資金調達など）に対応できる士業等をリストアップし、当該人材からスタートアップ専門相談員として従事することの了承を得ること。
※相談員の候補は弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、司法書士、中小企業診断士、ベンチャーキャピタル、金融機関、アクセラレーションプログラム実施事業者などを想定している。
- ・スタートアップ相談窓口は、年末年始の週や祝日による影響を除き、少なくとも週1回以上開催し、スタートアップ専門相談員は月8人以上配置すること。
- ・設置曜日、1回あたりの設置人数、設置時間帯は札幌市と協議をしたうえで決定すること。
- ・札幌市の特定創業支援等事業と連携した動きをすること。

(14) その他

ア 追加業務

当該業務の実施に当たり、受託者が(1)～(13)の業務以外で目的の達成に効果的と考える業務があれば、委託費の範囲内で提案を行うことができるものとする。

イ 業務対象

(1)～(13)及び(14)アに示す各業務におけるイベントの集客対象は、さっぽろ連携中枢都市圏を含む北海道全体とする。また、集客に当たっては、さっぽろ連携中枢都市圏の自治体との連携体制を構築するとともに、調整の窓口となること。

(15) 成果品の納品

受託者は、(1)～(14)の事業を完了したときは、実施概要、実施結果及び効果を取りまとめた完了報告書（紙媒体及び電子データ）と事業の各種資料一式（電子データを保存した DVD-R）を成果品として納品すること。

5 著作権

- (1) 受託者は、制作する成果物（印刷物、ロゴ、提出された原稿・データ等すべて）に関連する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）を委託者へ譲渡するものとする。ただし、「4 業務内容(10) シードアクセラレーションプログラムとの連携」における連携先のプログラムに関連する著作権については、連携先に属することをあらかじめ了承する。また、「4 業務内容(11) 民間企業におけるオープンイノベーションの推進」における製作物及びコンテンツの著作権については、受託者に属することをあらかじめ了承する。ただし、委託者が広報及び広告活動等に利用する場合には、自由に使用できるよう、受託者は著作権法（昭和 45 年法律 48 号）第 18 条から第 20 条に規定する著作権者の権利を行使しないこととする。
- (2) 受託者は、委託者が当該制作物及びコンテンツを公共の目的で利用しようとする場合には、委託者からの通知を前提に、委託者が著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利を自由に利用することをあらかじめ承認する。また、「4 業務内容(12) 行政・地域課題を解決する行政型オープンイノベーションの実施」における協業を通じて製作された著作物等、アイデア、ノウハウ等に関する所有権、知的財産権等の帰属および利用条件については、参画自治体とスタートアップ企業との間で適切に取り扱いを取り決めるよう促すこと。当該権利について委託者は一切関与しないものとし、これに関し参画自治体及びスタートアップ企業に何らかの損害・不利益等が生じた場合、これによって生じる、前述の取り決めに定める以外の一切は、受託者が負うこととする。
- (3) 受託者は、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを委託者に対して保証することとする。なお、制作物及びコンテンツに使用する写真、文字等が受託者以外の者の著作物（以下「原著作物」という。）である場合には、受託者が原著作物の著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続を取った上で本業務に当たることとし、原著作物の著作者等と委託者との間に著作権法等上の紛争が生じさせないこととする。
- (4) 当該制作物及びコンテンツが、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものであった場合、前項の手続に不備があった場合その他受託者の責に帰する事由により原著作物の著作者等と委託者との間に紛争が生じた場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。

6 その他

- (1) 受託者は、この業務の遂行にあたり知り得た秘密（甲及び乙が、相手方に対して秘密である旨を明示して開示した情報をいう。）について、自己の役員若しくは従業員、弁護士若しくは税理士等の専門家、又は乙の委託先（委託先候補を含む。）以外の第三者に開示がないようにし、目的外に使用しないこと。なお、受託者は、委託先（委託先候補を含む。）へ秘密情報を開示する場合は、当該委託先（委託先候補を含む。）に本仕様書と同等の秘密保持義務を遵守させなければならない。また当該委託先（委託先候補を含む。）による秘密情報の取扱いについて一切の責任を負う。なお本項は、この契約が終了又は解除された後においても 3 年間存続する。
- (2) 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」及び「札幌市個人情報保護条例」を遵守すること。
- (3) 本業務の遂行に当たってクレームが発生した場合には迅速かつ誠実な対応を行うとともに、札幌市に報告すること。

- (4) 本業務の履行においては、使用する製品等を含め、環境負荷の低減に努めること。
- (5) 環境に関する諸法令に従い、業務を実施すること。
- (6) 本業務の全部を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。業務遂行上本業務の一部を再委託する必要がある場合は、あらかじめ申請すること。なお、再委託を行うことが仕様書等の趣旨及び内容と照らし合わせ不相当と認められる場合、再委託を承認しないことがある。
- (7) 本仕様書に記載のない事項については、委託者の指示に従うこと。
- (8) 本業務の執行において不明な点や変更点が発生した場合、または本仕様書に定めのない事項については、随時、委託者と受託者との間で十分な協議を行い、決定するものとする。
- (9) 役務契約約款において本仕様書と異なる定めがある場合は、役務契約約款を優先して適用させる旨の定めのない限り、本仕様書が役務契約約款に優先して適用される。

7 問い合わせ・成果品納品先

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局 産業振興部 IT・イノベーション課（梶原）

TEL 011-211-2379 FAX 011-218-5130 Eメール：startup@city.sapporo.jp